

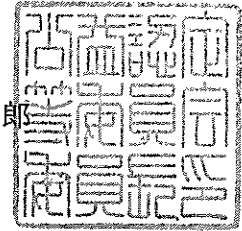
府 益 第 8 5 4 号
令和 2 年 1 2 月 1 8 日

内閣総理大臣

菅 義偉 殿

公益認定等委員会

委員長 佐久間 総一郎



答申書

令和 2 年 1 2 月 1 1 日付け府益担第 1 0 6 6 号をもって公益認定等委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙 1 記載の法人については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 8 号に規定する公益認定の基準に適合すると認めることができないので、不認定とするのが相当である。その理由の詳細は、別紙 2 記載のとおりである。

別紙 1

1. 法人コード：A024572
2. 法人の名称：一般財団法人いきいきねっと
3. 代表者の氏名：椎原 正
4. 主たる事務所の所在場所：
東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目2番7号

(印)

1. 申請法人の目的

申請法人の公益認定申請書（以下「申請書」という。）によれば、申請法人が定款に掲げる目的は次のとおりである。

（目的）

この法人は、医療と福祉の向上を目的とする。

2. 申請に係る公益目的事業

申請書に記載された公益目的事業は、（公1）「医療と福祉の向上のための事業」の1つであり、（公1）事業は「Ⅰ．インターネットによる医療、健康、医療機関に関する情報提供事業」、「Ⅱ．激甚災害時における診療所復興に関する事業」から構成され、これらは密接に関連するものであるために全体として1つの事業をなすものとして申請されている。なお、当該事業の公益目的事業比率は92.1％である。

3. 公益認定の基準

（1）公益目的事業該当性

公益認定の基準の一つとして、認定法第5条第1号において「公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること」とされており、「公益目的事業」とは、認定法第2条第4号において「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」とされている。

また、「主たる目的とするものであること」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める審査基準である「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月（平成31年3月改定）内閣府公益認定等委員会。以下「ガイドライン」という。）において、「法人が、認定法第2条第4号で定義される「公益目的事業」の実施を主たる目的とするということである。（中略）申請時には、認定法第5条第8号の公益目的事業比率の見込みが50％以上であれば本号は満たすものと判断する」とされている。

（2）技術的能力

公益認定の基準の一つとして、認定法第5条第2号において「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」とされている。「技術的能力」とは、ガイドラインにおいて「事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保」とされている。

4. 「インターネットによる医療、健康、医療機関に関する情報提供事業」について

申請書によると、申請法人は「インターネットによる医療、健康、医療機関に関する情報提供事業」（以下「医療情報提供事業」という。）について、「市民の方々が、それぞれ地域で自分自身に適した医療機関を選択する一助となり、その結果、早期受診、病気の早期発見など、広く国民の健康に貢献すること」及び「自身の健康への関心が高まり、市民が自ら健康増進を図り、医療費の削減すること」を目的

とし、「全国の医療機関をボランティアスタッフが直接取材し、その結果を統一された基準をもってウェブサイト上で、無料で情報公開する」ことを内容とする事業であり、現在このような事業として、情報提供サイト「いきいきねっと」（以下「いきいきねっと」という。）を運営している、と説明している。

また、前提として、医療機関に関する情報としては、既に、

- ・医療機能情報提供制度（医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3）に基づき都道府県のホームページにより提供される情報
- ・営利企業が運営する情報提供サイトにより提供される情報
- ・各医療機関のホームページにより直接提供される情報

が多数存在し、これらの情報を求める利用者は、インターネット上の検索を通じて容易にアクセスすることができると認められる。

（１）公益目的事業該当性

都道府県のホームページ及び営利企業が運営する情報提供サイトにより医療機関に関する情報が既に提供されている状況の中で、医療機関に関する情報をインターネットにより提供する事業が、公益目的事業に該当する、すなわち、「公衆衛生の向上を目的とする事業」（別表第6号）であって、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」（認定法第2条第4号）といえるためには、

- ・公衆衛生の「向上」を目的とする事業（別表第6号）とされていること
- ・「調査、資料収集」事業について「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点として、ガイドラインにおいて「法人内外の資源を活用して、意識や実態等についての調査、資料収集又は当該調査の結果その他の必要な情報を基に分析を行う事業のことである」、「原則として、その結果が社会に活用されることを趣旨としている必要がある」とされていること

を踏まえると、公益目的事業としての特徴を有していることが必要となる。

その上で、当該事業が公益目的事業としての特徴を有しているかについては、医療機関に関する情報をインターネットにより提供するという事業内容を踏まえると、「掲載医療機関の数」及び「情報提供の内容・態様」という観点から総合的に判断することとなる。仮に相当の割合の医療機関を掲載している場合でも、都道府県のホームページ及び営利企業が運営する情報提供サイトにより医療機関に関する情報が既に提供されている状況に鑑みると、「情報提供の内容・態様」の観点からは、これらの情報提供サイトや各医療機関のホームページにより既に提供され、容易にアクセスできる各種情報を単に集約又は転載するのみならず、法人が自ら調査し、分析を行うことなどが必要になると考えられる。

（ア）「いきいきねっと」における「掲載医療機関の数」について

申請法人は、「いきいきねっと」への掲載件数は2,595件（令和2年12月4日時点）であり、「公益認定を頂戴できれば、行政からの協力や各医療機関からの協力も得やすくなると考えており、全国の診療所の全件掲載を目指して活動する」と説明している。

上記の掲載件数については、全医療施設（病院及び一般診療所）数110,916（厚生

労働省・平成 30 年 10 月 1 日時点)のうち、2.3%とごく一部にとどまっており、また、公益認定等委員会において「いきいきねっと」を地域別に比較したところ、その掲載件数は、例えば、東京都世田谷区では 110 件である一方で、広島県広島市では 3 件、福岡県北九州市や同福岡市では 0 件となっているなど、市区町村ごとに大きな偏りがみられるとともに、比較的掲載が多い東京都世田谷区についてみても、全 882 施設（平成 30 年 11 月 1 日現在。公益社団法人日本医師会 HP より）のうち掲載率は 12.5%と、区域内のごく一部にとどまっている（令和 2 年 12 月 4 日時点）。

この点について、申請法人に具体的に説明を求めたところ、「全ての診療所の情報が掲載されることを目標として」いる、「公益認定がとれ次第、（製薬メーカーの）MRさんの協力要請を行う計画」、「（公益認定が下りれば（中略））ボランティアの公募を行う予定」、「試験的に地方医師会と数件コンタクトを取り続けていますが（中略）多くは（中略）理解を頂戴しています」との抽象的な回答にとどまっている。

（イ）「いきいきねっと」における「情報提供の内容・態様」について

申請書によると、「いきいきねっと」には、「医療機能情報提供制度（中略）に規定される 50 の公開情報のうち（中略）18 の情報を統一した基準で掲載」するとされている。

公益認定等委員会において、任意に抽出した複数の医療機関について、「いきいきねっと」、医療機能情報提供制度に係る都道府県のホームページ及びこれら医療機関のホームページを比較したところ、「いきいきねっと」に掲載されている情報のうち、都道府県のホームページで公表されている項目については、同ホームページの内容と同様であり、また、同ホームページで公表されていない「医師の経歴」、「医療機関の特徴」等については、これら医療機関のホームページの内容と同様であると認められた。

この点について、申請法人に具体的説明を求めたところ、

- ① 「取材や保健所の事項変更届により、診療時間の変更等も判明次第更改しているので、医療機関の情報が変わっても各都道府県がホームページで公表している情報がそのまま放置されていても、最新情報に変更されている」
- ② 医療機能情報提供制度では掲載されていない「医師の年齢が分かるような情報」、「医師の顔写真や院内風景」も掲載している
- ③ 「医療機能情報提供制度とは異なり患者様が分かりやすいように施設管理医師が医療機関の特色として取材に応じた表現を尊重し、なるべく平易な言葉で表現して」いる
- ④ 「項目を羅列するのではなく、必要な治療方針や患者様対応といった医療法施行規則では定められていない項目を中心に表現している」
- ⑤ 「患者に提供する症状及び診療手段に関する具体的な情報を提供することが患者にとって有益であり、そのため取材者のコメント付きの記事やインタビュー形式の記事を掲載し、閲覧者により身近に感じてもらえる表現で記事を作成している」

等の回答が得られた。

しかしながら、①については、医療機能情報提供制度において、都道府県への報

告事項に変更が生じた場合には、速やかに都道府県に報告することが義務付けられており（医療法第6条の3第2項）、都道府県は当該報告のあった事項をホームページに掲載していること、②から④までのような情報であれば、営利企業が運営する情報提供サイトや各医療機関のホームページを閲覧すれば容易に入手できるものであること、また、⑤についても、これらが掲載されているのは「いきいきねっと」に掲載されている医療機関のうちごく一部のみであり、かつ、内容も抽象的なものにとどまっている。

このため、「いきいきねっと」のように「掲載医療機関の数」がごく一部にとどまっている場合はもとより、仮に相当の割合の医療機関を掲載している場合であっても公益目的事業としての特徴を有していると認めるに足る「情報提供の内容・態様」であると評価することは困難である。

以上を踏まえると、医療情報提供事業については、上記（ア）のとおり、「掲載医療機関の数」がごく一部にとどまっており、総合考慮において、「情報提供の内容・態様」の観点からより厳格に判断する必要があるところ、「情報提供の内容・態様」については、上記（イ）のとおりであることから、公益目的事業としての特徴を有していると判断することは困難であり、公益目的事業に該当するとは認められない。

なお、上記のとおり、医療情報提供事業には公益目的事業該当性が認められないところであるが、申請法人の説明によると、「いきいきねっと」には「掲載基準」はない一方で、上記のとおり、その掲載件数は2,595件（令和2年12月4日時点）と全医療施設数のわずか2.3%に過ぎず、また、「いきいきねっと」には「評判の病院・評判のクリニック」と記載されているところ、このような状況で、仮に申請法人が公益認定された場合には、「いきいきねっと」利用者が、掲載された医療機関は公益法人が選定した優良な病院であると誤認し、却って、情報提供事業の目的である「それぞれの地域で自分自身に適した医療機関を選択」することを妨げることが懸念されることから、公益目的事業該当性は認められない。

（2）技術的能力

申請法人は、「いきいきねっと」に掲載する医療機関の情報について、「どのような施設管理医師」が「どのような病気をどのように治療するのか」を個別に取材していると説明しているところ、申請書等において説明する事業を適切に実施する、すなわち、当該情報を適切に取材し、情報提供サイトに適切に掲載するために「必要な（中略）技術的能力を有する」（認定法第5条第2号）といえるためには、上記4. 冒頭に記載する「ボランティアスタッフ」が医療機関の医師から有益な情報取材するとともに、これらスタッフを含む法人関係者が、取材内容の適否を判断することができる程度の、高度な知見・能力が求められる。

この点について、申請法人は、収集された情報は「情報審査担当者が、オンライン会議（毎週）及び集合研修（年4回）の場で確認と編集を行った後」に掲載するとし、また、「理事に新しく医師を増員」し「ボランティアの教育・選任に協力してもらい」、「MRさん（中略）を企業側で選抜していただき「取材情報をチェック」するなど説明しているが、上記の高度な知見・能力を確保するための方策と

しては、具体性に乏しいものと言わざるを得ない。

以上を踏まえると、申請法人が医療情報提供事業を公益目的事業として行うのに必要な技術的能力を有するものとは認められない。

7. 結論

以上のとおり、少なくとも「公1」事業のうち、医療情報提供事業については、認定法第5条第1号（公益目的事業を行うことが主たる目的であること）及び第2号（公益目的事業を行うのに必要な（中略）技術的能力を有するものであること）に掲げる基準に適合すると認めることができない。

「公1」事業は法人の申請する唯一の公益目的事業であるため、申請法人は、認定法第5条第1号、第2号及び第8号（公益目的事業比率が百分の五十以上であること）に掲げる基準に適合すると認められないことから、公益認定をしないこととするのが相当である。